

令和6年10月1日

お客さま各位

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた対応について

平素は当組合をお引き立て賜り厚くお礼申し上げます。

当組合では、政府が掲げる2026年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化の方針を踏まえ、下記の対応を実施いたします。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当座勘定における新規口座開設の取扱終了。

2024年12月30日(月)をもちまして、一般当座勘定、個人当座勘定、専用約束手形口座勘定の新規口座開設の取扱を終了いたします。

※すでに口座をお持ちのお客さまは引き続きご利用いただけます。

2. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の取扱終了。

2024年12月30日(月)をもちまして、2027年4月以降を期日とする手形・小切手(2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含まれます)の代金取立の取扱を終了いたします。

手形・小切手機能の電子化により、押印・発送・保管等にかかる事務負担や盗難・紛失リスクの軽減など、業務効率化が期待できます。

決済サービスとして、インターネット振込、でんさいネットサービス(電子記録債権)の利用によりペーパーレス化をご検討いただき、ぜひ当組合までご相談くださいますよう、お願い申し上げます。

以上

京滋信用組合